

ニセコ町 議会だより

No. **162**

発行 ニセコ町議会
編集 議会だより編集委員会
平成27年8月1日



▲ニセコ高校生はプロジェクト活動の一つとして、町の花ラベンダーの植栽を町内に増やし、観光面にも活用したいと、冬も咲かせることができないかなど栽培の工夫に取り組んでいます。

おもな
内容

6月定例会

ページ

- ▶ 意見書を採択しました……………2～3
- ▶ 政策案件についての意見交換 ……4
- ▶ 行政報告より ……………5

ページ

- ▶ 一般質問……………6～13
- ▶ 条例や予算などの審議……………13～15
- ▶ 視察報告・編集後記……………16

「平和安全法制」の徹底審議と 国民の合意なしに成立させないよう求める 意見書を採択

第4回定例会は6月19日に開会し、24日に閉会しました。

この議会では、ニセコ町が50%以上出資している法人の経営状況報告など報告6件、専決処分承認6件ほか、工事請負契約について、条例の改正、各会計の補正予算など町長提出の議案7件、議会提出の規則1件、陳情等2件、意見書1件の23件を審議し、すべて可決しました。

一般質問は、5人の議員が質問を行いました。

6月11日、町内字有島の秋元晶子氏が請願者となり、斉藤うめ子議員、三谷典久議員、篠原正男議員が紹介議員となって、『平和安全法制』の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書』の採択を求める請願書の提出がありました。

19日の本会議で総務常任委員会に付託され、委員会で慎重審査の結果、採択すべきものとなり、24日、次の意見書を全会一致で採択し、関係大臣等へ送付しました。
意見書の提出先は、内閣総理大臣、防衛大臣、衆参両院議長です。



「平和安全法制」の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書

安倍政権は、5月14日に国民多数の反対の声をよそに、集団的自衛権の行使容認などを盛り込んだ「平和安全法制」11法案を閣議決定しました。これまで一貫して「専守防衛」の道を歩んできた日本を根本から転換する法制度であるにもかかわらず、安倍政権は今年夏のうちには国会通過をめざす方針とも伝えられています。

閣議決定された法案には、重大な問題点のあることが指摘されています。

第一に、アメリカが、世界のどこであれ、戦争に乗り出した際に、従来「戦闘地域」とされ、自衛隊が決して出かけることのなかった地域まで行って軍事支援をおこなうようになるのではないかということです。

第二に、形式上は「停戦合意」がつくられていても、なお戦乱が続いているような地域に自衛隊を派兵し、治安維持活動などにとりくめるようになるのではないかということです。そうならば、アフガニスタンで3,500人も戦死者を出した国際治安支援部隊 (ISAF) などに参加する道が開かれることにもなりかねません。

第三に、日本がどこからも攻撃されていなくても、集団的自衛権を発動し、アメリカの海外での戦争に自衛隊が参戦し、武力行使にのりだすようになるのではないかということです。

政府は、国会で審議中の11法案を「平和安全法制」と呼んでいます。その内容は、日本の国の「平和」とも、国民の「安全」とも全く無縁のものだとする指摘が各方面からあり、アメリカが世界でおこなう戦争に際して、いつでも、どこでも、どんな戦争でも、自衛隊が支援・参加するための法案ではないのかという重大な批判や、成立を望まない声もあることは各種世論調査の結果を見ても明らかです。

戦後、日本政府の憲法第9条解釈は、「日本にたいする武力攻撃がないもとでの武力の行使は許されない」、すなわち「海外での武力の行使は許されない」という立場で一貫していました。こうした日本の自衛隊の海外での活動は「中立性」を高く評価され、信頼されてきました。

この一貫した政府見解を根本から転換する解釈改憲を、一内閣の判断でおこない、立法作業を強行することは、立憲主義の破壊につながりかねず、国民の多くは本法制が抱えるさまざまな問題点への疑問や不安に応える徹底した審議を求めています。

よって、国および政府においては、集団的自衛権の行使容認などを盛り込んだ安全保障関連法案の徹底審議を尽くすとともに、国民への十分な説明がなく、広くその合意が得られない場合は成立させないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成27年6月24日

北海道虻田郡二セコ町議会議員 高 橋 守

町がすすめる政策案件の説明を受けました

6月22日、町の担当者から、幼児センター拡張計画ほか3件の事業の進め方などについて説明を受けました。

今後こうした機会を設け、町にとってよりよい施策が行えるよう、議会からも意見を発信していきます。

1 幼児センター拡張計画

近年、出生数の増加と転入増も相まって、町内では幼児数が増えています。幼児センターへの入園児数も増えていることから、平成28年度にセンター拡張工事を行う予定です。

改めて、拡張工事（保育室増設）と、これに伴う敷地工事の内容の説明を受けました。

現在3歳児、4歳児は1クラス30人以上で保育室に余裕がないため保育室を増築する工事で、場所はセンター西側に計画しているため、敷地工事は、西側の山の一部を削るという内容。

議員から、①この造成工事で敷地が十分に確保できるのか、②前回の説明で建物は木造でと

の事だったが、コンクリート造に変更した理由は、③二セコ町の待機児童はあまり多くないようだが、将来、通園希望者が減っても活用できるような考えはあるのかなど質問が出ました。

黒瀧建設課長から、①この造成工事で敷地は十分確保できる
②建物は比較検討したところ、コンクリート造が間仕切りを容易に変更可能であることと財源（起債や補助金見通しなどで木造より優れていることが、酒井センター長から、3歳児は現状の一部屋に30人定員では狭く、余裕を持つて対応したい点、支援の必要な子どもへの対応もあること。③もつと子どもが減ったら、食事用の部屋への転用などで対応していくことの説明を受けました。

2 ニセコ高等学校屋内体育館の改修

ニセコ高等学校屋内体育館の耐震調査の結果を踏まえての改修計画は、補強改修で対応したいとの検討経過の説明がありました。

した。

議員から、①ニセコ高校生徒数の将来見込みや、②事業費の見通しに関して町内学校施設全体での計画を立てたらよいのではないかなど質問、意見がありました。

加藤学校教育課長から、①地元高校存続のため振興策を立てていること、②事業年度などは今後の町の全体計画で検討することなど回答がありました。

3 火葬場機能向上改修計画

ニセコ町火葬場の機能向上を図るため、増築によるトイレ水回りの改善と休憩室、炉前ホール、玄関スロープ、火葬炉の拡張など計画しており、今年度実施設計を行うに当たり、概要説明がありました。

議員から、①俱知安町に集約するなど、広域化の検討は行ったのか、②増設による落雪の心配、新たに浄化槽を設置するようだが、利用頻度を考えると、簡易水洗によるくみ取り方式など他の方法は検討したかなどの

質問が出ました。

横山町民生活課長から、①俱知安町は現在、真狩村の委託を受けていることから、受託件数が増えることで施設増築や職員の増員が必要となる可能性がある点などを比較検討したこと、一昨年井戸水が出たことと、改修費が過疎債の対象となったことで増築することに決めたことの説明がありました。なお、②雪対策や浄化槽は、実施設計の中で検討することになっています。

4 自治創生の取り組み

これまでのニセコ町での自治創世の取り組み経過について報告がありました。

議員から、ニセコ町の将来を大きく方向づけるものだろうか、議会はもちろんだが、町民向けにきめ細かな説明会の開催を望む声がありました。

金井自治創生室長から、今後立ち上げる自治創生会議の進展内容などを、さまざまな方法で周知することが説明されました。

行政報告から 片山町長

●原子力発電所安全対策工事等 進捗状況視察

6月2日と4日の2回に分かれ、役場の特別職、管理職を中心とした21名で、泊原子力発電所の視察を行っております。北海道電力株式会社総務立地室とニセコ町の自主企画として実現したものです。

これは、泊原子力発電所の安全対策工事の進捗状況、あるいは安全確認に対する情報の収集を行い、原子力行政の推進といえますが、そういうものの示唆にしたいとの考えからです。我が国のエネルギーバランスについても職員がしっかりと意識を持ち、北海道並びに関係自治体と連携を強め、防災計画の精度を高めながら、北海道の電力需給の安定と住民が安心して暮らせる環境づくりを目指すということを目的として行いました。職員一人ひとりが住民の皆さんの意見や疑問に対して答えることができる、そういった説明責任を全うする一つの手段として実施したものです。

●北海道町村立高等学校自治体 連絡協議会総会

この協議会の運動によって、町村立高等学校整備での過疎債が認められるという成果を上げています。さらに、北海道が地域振興上、各市町村に交付をしている補助金（北海道の政策補助金と一般的に言われる）から町立高校が除外されているという規定が残っている、これを除いてもらうよう北海道への運動を強めていく考えです。

●ふるさとづくり寄附

現在、国のふるさと寄附税制が大幅に拡充をされたということもあり、今後の本町のふるさとづくり寄附についてのあり方、どのような形で推進するかについて検討し、早急に制度設計をしたいとの考えです。

●自治創生室について

ニセコ町自治創生推進本部会議を3月25日に開催し、今後ともこの自治創生の推進に力を入れていくことにしています。

また、自治創生室を4月1日に設置し、地方創生人材支援制度、いわゆるシティマネジャーということで、環境省から金井信宏さんに来ていただき、自治創生室長として活躍いただいております。

●平成27年度固定資産税納税通知書の再送付

平成27年度固定資産税の納税通知書を5月13日に発送したところ、コンビニで納付できないという情報がありました。調査したところ、システム会社によるコンビニ納付用バーコード数字の誤入力が原因と判明しました。

このため、5月18日に再度コンビニで納付できる納税通知書を送付しました。納付できなかった納税者の皆様方には大変ご迷惑をおかけし、またコンビニの事業者に対しても心からおわびを申し上げます。

なお、再送付した件数は1286件で、発送に要した郵送料、納付書用紙代、発送用封筒代約20万円は、システム会社側で負担しているところです。今後ともこういう実態の確認等十分注意してまいります。

●ニセコ町堆肥センターの運営

施設の老朽化など、傷みがだんだんひどくなってきたので、堆肥センターの将来的な運営について農協等を含めて検討していきたいと考えています。

●可燃ごみ固形燃料化施設

今年3月2日から本稼働となりました。開始当初の3月、4月の2か月間の実績は、羊蹄山麓7町村から701トンの可燃ごみが搬入され、そのうち倶知安町では333トン、47・5%、ニセコ町は17・2%の割合。選別により生ごみや衛生ごみ等の固形燃料化不適

合ごみ238トン

を取り除いた後、副資材として品質確保のため廃プラスチックを125トン加えて、572トンの固形燃料が製造されました。

この固形燃料は王子製紙苫小牧工場及び札幌の北海道地域暖房の2社に現在合わせて498トン搬出されています。

処理月	ニセコ町 処理量(t)	7町村全体 (t)			
		処理量	不適合物量	副資材量	固形燃料作成量
3月	65.6	355.5	98.4	1.6	240.7
4月	55.3	345.7	139.6	123.1	330.7
計	120.9	701.2	238.0	124.7	571.4

一般質問



本定例会での一般質問は、5名の議員から10件行われました。
質問 **Q** と答弁 **A** を要約しております。詳細については会議録をご覧ください。

これからの農業について

Q 猪狩一郎議員

国営事業もいよいよ基盤整備が始まり、規模拡大の農業経営を推進する状況にある一方で、農業に興味を持ち、認定農業者になって施設園芸や高収益作物をつくり、冬場はスキー場など観光関係で働くという地元就職への希望を持った若者が少しずつ増えている。このような小規模農業のあり方に対する町の方策、また、若者にとって一番大きな問題である資金繰りに対する支援を伺う。

また、産業振興・雇用促進という面で、地方創生の総合戦略に組み込むことはできるか。

A 町長

近年、多くの観光客がニセコ地域に来訪され、農業の可能性の中に観光を生かそうとする取り組み

も若い世代で行われつつある。観光地における多様な食材の提供も地域にとつて大変重要なことであり、こうした観光事業者や消費者ニーズに応えられる小規模農業についても、関係機関と協力しながら推進したいと考えている。

一方で、若い農業者において営農方法や6次産業化への取り組み方などに多くの課題も見受けられる。北海道農業改良普及センターとも協力をし、営農手法の確立による収益の確保、農林業の6次産業化への展開支援、営農資金の活用促進などの支援策などをさらに進め、活性化につなげていくよう取り組みを進めたい。

A 農政課長

ニセコ町においては平成8年から新規就農資金制度で限度額100万円とし、5年を超えると返済が免除になる貸付制度を設けている。小規模経営に対しても平成24年度から新規就農者の貸付制度



ニセコの農産物を使った商品

(30万円)を拡充している。

また、国でも平成24年度から青年等就農給付制度があり、準備研修期間2年間とその後5年間、年間150万円の資金給付が可能となっている。新規就農認定を受けると、国から無利子で借りられる資金もある。

A 企画環境課長

人口減少に歯止めをかけるという地方創生の一番基本的な方向性から考えると、雇用は相当重要な柱となる。農業に限らず、観光面や環境のことも含め、それらが柱となつて雇用を生むという柱立ては、住民の皆さんと話し合うなかで必然的に出てくるのではないかと考えている。

議会の傍聴をしませんか

9月に定例議会が開かれます



- ラジオニセコで一般質問の様子を放送する予定です。日時等はホームページでお知らせします。
- 日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。

問い合わせ先 ☎44-2121 (内線221)

道の駅ニセコビュープラ ザについて

Q 青羽雄士議員

ことし2月、道の駅ニセコビュープラザが国土交通省より「重点道の駅」に選ばれた。年間の入れ込み客数約62万人、農産物直売所の売り上げ約2億8千万円、観光協会の特産品の売り上げ約9千万円、これはニセコ町の重要拠点という位置づけになっている。「重点道の駅」に選ばれたことによって今後どのように変わるのか。また、築18年が経過し老朽化が進んでいるが、改修、整備についての考えを伺う。

A 町長・商工観光課長

道の駅はもともとドライバーが立ち寄るトイレ休憩施設として生まれたものだが、今では町の特産物や観光資源を生かして人を呼び地域に仕事を生み出す施設と進化をしてきている。国土交通省では、さらなる道の駅の機能強化を図るため、地方創生の拠点とする先駆的な取り組みを行う道の駅を「重点道の駅」として選定し、関係機関と連携して総合的な支援を行っ

ていくこととした。(今回は全国1059の道の駅から北海道のニセコ・石狩・当別を含む35駅が選定された。)

平成26年度にニセコビュープラザ再整備基本構想を作成し、将来施設の改修を計画してきた。今後は地方創生と同じく、こちらから具体的な案件をあげ、国と協議をし応援をいただきながら整備を進めていきたいと考えている。

Q 青羽雄士議員

いろいろな喫緊の課題がある中で、補助金があるからといって優先順位が変わっていく可能性はあるか。



A 町長

国の政策、補助制度は本来に毎年毎年変わっているもので、当初の計画通りにいくとは考えていない。将来町民負担が極力ない事業があったとすれば、やはり有利なものにできるだけ入れていく。現在ニセコ町は、制度上は過疎地域からの適用除外地域になっている。過疎法の期限が平成32年で切れるので、後々の住民負担を考えるとやるべき事業は無理をしてでもやっておかねばならないと考えている。議員皆様にも相談しながら優先順位を吟味しつつ精度を上げていきたい。



平成27年6月1日から

自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと…

「自転車運転者講習」を受けることになりました。

(受講命令に反すると5万円以下の罰金です)

※詳しくは北海道警察のホームページをご覧ください。
<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>



集団的自衛権について

Q 斉藤うめ子議員

町民の命と暮らしを守る責任者として、また政治家としての立場から、最近の集団的自衛権の行使をめぐる動向について憲法9条の解釈に基づく町長の見解、また、町民に一番近い政府の立場から、国へ対し安全保障関連法案の慎重審議を申し入れる考えの有無を伺う。

教育行政に携わる立場から教育長の考えを伺う。

A 町長

これまで日本政府が堅持してきた「日本は専守防衛に徹する」との見解について、私は同様の考えを持っていて、日本国憲法のもとでさまざまな事態を想定しつつ、独自に防衛力を整備すべきと考えており、自衛隊の組織及び隊員の皆様に大いなる敬意と感謝を持ってこれまで多くの自衛隊の行事に積極的に参加をし、応援をしてきた。こうした私の基本的な考えの上で、今国会に提案されている我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部

を改正する法律案は、我が国の平和を危うくする可能性は極めて高い法律であり、日本国憲法に違反するものと考えている。

国の法律の審議に関しての町民意思の表明は、町議会の決議の場が用意されているので、長として国に意見を述べる考えはない。

A 教育長

教育を進める上で基礎となる教育基本法の前文に、「日本国民が願う理想として民主的で文化的な国家の発展と世界の平和と人類の福祉の向上への貢献を掲げ、この理想を実現するために教育を推進する」とある。この教育基本法に従い、未来を担う子どもたちに平和で民主的な社会を築く一員としての資質、能力を身につけさせることが教育の目的であり、そのための諸条件を整備することが教育行政の役割だと考えている。集団的自衛権の行使は国外だけではなく、国内においても平和が脅かされるおそれがあり、教育に携わる立場としても大きな危惧を抱いている。

Q 斉藤うめ子議員

町長の答弁を聞き、希望を持てた。集団的自衛権の行使の問題は難しく複雑で、安全保障関連法案

も難解な内容だ。二セコ町まちづくり基本条例にある情報共有が基本の町として、この問題について講演会等専門家も含めて意見交換を持つ考えはあるか。

A 町長

現在、国会で議論されている内容であり、二セコ町としては集団的自衛権の是非について議論をしたり、あるいは勉強会をするという考えは現在持っていない。

二セコ町の地方創生について

Q 斉藤うめ子議員

安倍首相は「地方創生」について「重要なことは地方が自ら考え行動して変革を起こしていくことだ。国も予算や人材などあらゆる方策を使って応援する」としている。

①二セコ町の地方創生はだれが行うのか。

②二セコ町の地方創生に向けて取り組むべき課題は何か。

またその優先順位はあるのか、あるとしたらその順位は。

③国の基本目標と、二セコ町総合計画の〈基本理念〉「環境創造都市

二セコ〈基本理念を支える5つの将来像〉と、二セコ町の具体的な取り組み事例等の関連性について町長の見解を伺う。

A 町長

①地方創生の取り組みに当たり、市町村はまち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略を定めるよう努めなければならないとされている。二セコ町ではまちづくり基本条例におけるまちづくりの主体は町民であるとの住民自治の原点に立ち、町民の皆さんの意見を収集、反映し策定していく考えだ。

②平成27年度は先行的に地方創生に関する事業として、移住、交流のPR、地場農産物のPR、スポーツ事業の推進、起業家のサポート、プレミアム商品券への補助などに取り組んでいる。町の課題や優先順位については、今後このような取り組みの効果を精査しつつ、総合戦略の策定を通して内容の熟度を上げながら、取り組む事項の重点化を進めていきたい。

③人口減少社会の克服に向けて国の基本目標に掲げられている雇用の創出、移住対策、結婚・出産・子育て、地域づくり等は、取り組みの重点化を目指すアプローチだが、このような地方創生の趣旨に

沿った取り組みについて各種計画との整合性を図りつつ、国との協力のもとで取り組んでいきたい。

Q 斉藤うめ子議員

国はこれまでも地方分権、地域主権、地方活性化対策等打ち出してきたが、地方創生とどこが違うのか。目新しいものは何から見当たらない。違いと言えば国から人材派遣があり、自治創生室が開設されたことだけ。

国の総合戦略とニセコ町の取り組み方、特に女性の活躍を応援するための具体的な施策、国内外から移住してきた豊富な人材の発掘・活用について伺う。

A 企画環境課長

全く新しいことを始めるということではないが、この総合戦略について特に国が言っていることは、まず人口ビジョンをきちんとつくること。将来にわたってニセコの人口がどの程度減るのか減らないのか、それからそれはどのような要因で起こっているのかということとを客観的な数値で表し、その課題を把握しようというもの。その中でどのように克服していくかということを位置づける。

A 町長

国内外を含めた人材育成についても重要なことと捉えている。具体的な話はまだ出ていないが、今後住民の皆さんとの話し合い、アンケート、ヒアリング調査等の中で検討していきたい。

A 町長

なことは同じではないか。今回ニセコ町の成果指標を明らかにするという目的があるとのことだが、どのような目標を考えているのか。

地方分権の発想は、住民自治の形をどうするか、地方政府として国との関係をどうするかということとで、そこには経済や雇用についての議論は少ない。地方創生は、そこに住み続けて豊かな生活をするために、市町村自らが経済、雇用、子育て等について住民の皆さんとともに英知を出し合って考えていくもので、そういう発想で国が動いたのは戦後日本政府では初めてのことでないかと思う。

A 企画環境課長

成果指標、人口ビジョン、地方総合戦略については進め始めたところで、具体的なものは現在決まっていない。

Q 斉藤うめ子議員

地域のことは地域で決める、地域住民が決めていくという根本的



プレミアム商品券発売当日のようす

ニセコ町役場職員の来庁者への応対について

Q 木下裕三議員

暮らしや生活に身近で重要な役場職員の来庁者や町民への対応や接し方に対する考え方を伺う。

役場職員に対しさまざまな不満の声を聞くが、この点についてはどのように考えているか。接遇マニュアルを作成してサービスの向上を図っている自治体もあるが、そういったものを導入する考えはあるか。

A 町長

町民ニーズの多様化や地方分権化の流れに的確に対応し、町民の皆さんへの理解を高めていくためには日ごろから仕事に関する知識や能力の向上に努め、誠意を持ってそれぞれの人々に接することが大変重要で、相手の立場に立って話を聞き理解するとともに、必要に応じてきちんと説明責任を全うすることが職員の重要な責務だと考えている。

職員の対応、電話あるいはカウンターでの応対を含めいろいろなご意見、苦情が年間を通して一定

程度ある。来訪される方に不快な思いをさせないよう努力をしたい。現在、町独自の接遇マニュアルはないが、今後検討していきたい。

ニセコ町のイメージ作りについて

Q 木下裕三議員

①町内でほとんど見られないラベンダーを「町の花」としているのはなぜか。ラベンダーに固執せず、町内でよく見られる花に変更してはどうか。

②町章、太陽マーク、最近つくられたNマークはどのように使い分けているのか。イメージ的にわかりやすいNマークに一本化してはどうか。

③重要な役割を持つ職員の名刺が全く統一されていないのはなぜか。自分が工夫をしたいスペースは一定程度とって、紙質や字体、ロゴ、配置など全体を統一するという考えはどうか。

A 町長

①平成3年、町の開基90周年記念事業の一環として町民アンケートを実施し、町の花をラベンダーに指定した。現在ラベンダーがほと

んど見られない状況だが、昨年からニセコ高校ではラベンダープロジェクトを開始しており、育苗した700株の一部を本年販売した。数年後には育苗した苗が本格的に定植できるようになるので、町の花としてふさわしいよう景観づくりに努めたい。

変更することについては、住民や議会議員のご意見を伺いながらであれば可能ではないかと思うが、先人がご苦労されて決めた町の花であり、鳥であり、木であるということを考えると極力引き継いでいきたいと考えている。

②町章はニセコの文字を図案化した町の紋章で、昭和43年に制定された。シンボルマーク太陽は、昭和63年のニセコ町リゾート基本計画策定の際に提案され作成。また、Nマークのロゴは汎用性を持たせて利用することとしており、特に海外への認知度を一層高めるために平成22年に作成した。個人や企業についてはこれまで同様、選択により使用していたが、町の発行する資料等については一部在庫しているものを除きNマークを中心に活用、推し進めていこうと考えている。

ただ、太陽マークは既にパッケージ化をしていて、ニセコの農産

物のイメージとして市場に出ているという実績もあるので、いきなり廃止にはできないのが現状だ。③民間企業などでは会社の負担により統一したデザインの名刺を社員に配付しているところが多いようだが、官公庁の場合はそれぞれの組織や自治体によってまちまちだ。本町では基本的には職員の自己負担により作成している。過去に統一した写真の名刺の台紙を作った販売をした経緯もあるが、現在所属する業務の内容に応じて職員それぞれが工夫して作成している。私自身は逆に一本化しないほうが多様なニセコの価値を外に発信できるのではないかと思っている。全体の統一感をつくる件については検討したい。



マイナンバー制度導入について(2名の議員より)

Q 木下裕三議員

- ① マイナンバー制度をどのように利用するのか。
- ② どのようなメリット、デメリットが考えられるか。
- ③ 以前に導入された住基ネットとの違いは何か。
- ④ 個人情報保護の対策は具体的に何か考えているか。
- ⑤ 10月に住民へ番号通知される前に、わかりやすい表現で広報することが必要と思うが町長の考えは。

A 町長

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関するこの制度の目的は、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤をつくり、より便利で暮らしやすい社会を目指すことである。本制度は、本来国が行う事務を法令により市町村等が事務処理することを規定した法定受託事務となっているので、本町でも取り組みを進めていく。
- ② マイナンバー制度には3つの大

きなメリットが柱としてある。(1) 利便性の向上。年金や福祉の申請において、行政機関の間の情報の連携により1つの窓口で照会を行うことができ、添付する書類の削減、手数料、あるいは移動に要する費用・時間の軽減に通じる。(2) 行政事務の効率化。各機関での重複作業等の削減、作業時の点検・照合・入力等の人的ミスの回避により、行政手続が正確で早くなる。(3) 公平・公正な社会の実現。年金などの未払い、不正受給を解決し、確実に社会保障が給付されることを目指す。また、所得把握の正確性が向上し、適正、公平な課税が実現できる。

デメリットは特に考えられない。③住基ネットは居住関係を公証、公に証明する住民基本台帳をネットワーク化したもので、その情報は住所、氏名、生年月日、性別の4つにとどまり、それを閲覧できるものも役所内部に限定され、使い道は身分証明、パスポートや年金関係の届け出などの利用に限られている。マイナンバーは国民一人ひとりに固有番号を割り当て、社会保険に関する情報照会や確定申告などさまざまな手続がインターネットサービスを通じてできるようになる。希望する方には固有

番号のICカードが交付される。④(1)法律に規定があるものを除き、利用・収集の禁止。(2)本人確認の徹底。(3)第三者機関である特定個人情報保護委員会による監視監督。個人情報に関しても罰則が強化され、情報の提供記録を個人で確認をすることができるよう。(4)個人情報には分散して管理。(5)個人情報にアクセスできる使途の制限・管理。また、通信の際は情報が暗号化される。

以上の国における保護措置に加え、実際の事務を行うニセコ町職員との共通認識と業務における個人情報保護制度の取り扱いに関する点検評価を行う。あわせて情報管理機器などのセキュリティ対策の精査を行い、より一層情報の漏えいや職員の守秘義務に対する注意喚起を促し、適切な管理運用に努める。

- ⑤今後、随時いろいろな作業が進んでいき、最終的に自治体と国の機関が一元化され動きはじめるのが平成29年7月予定となっている。その間に情報提供や意見交換、あるいは疑問点をお聞きする場を設定したいと考えている。

Q 三谷典久議員

- ① 利便性の向上で申請時の書類が

減るといすが、その書類は住民が一生又は1年間に何回か提出する程度の書類ではないか。

②町長はマイナンバー制度に「デメリットはない」と言ったが、プライバシー権の侵害、プライバシー情報の漏えい問題がある。さらに制度の中心的システムの構築に約3千億円、維持経費に年間300億円と言われるほどの経費をかけ、住民レベルのメリットは小さく、デメリットが大きい。この制度実施そのものの中止を検討する必要があると考えるが、町長の見解は。

A 町長

- ① 各行政機関を回るよりは1つの窓口で1つの手続が完了する。年に数回かもしれないが、利便性向上につながると考えている。
- ② これは国の一連の事業で、法律に基づいて地方公共団体として実施する法定受託事務。ニセコ町がそれをやるとかやらないとかというレベルのものではないと考えている。情報流出はリスクゼロとは言わないが、国は今懸命に総力を挙げてリスク管理が最小化されるよう検討をしている。

子育て世代への教育支援について

Q 三谷典久議員

①二セコ町の小中学校の保護者の年間教育費はいくらか。
②就学援助制度について
(1)平成25年8月からの生活保護基準の引下げの影響は。(2)世帯収入と保護基準額比の1・1倍は適正か。(3)ホームページでの制度周知を提案したい。

③教材費について

(1)教材選択において保護者の負担軽減が考慮されているか。(2)算数ボックスを学校備品にできないか。

A 教育長・学校教育課長

①文科省が実施する「子どもの学習費調査」平成24年度の結果から、人口5万人未満の自治体における公立小・中学校の学習費は、それぞれ26万4千円、38万4千円。(学習費は学用品や教材費などの学校教育費、補助学習費、習い事等の学校外活動費、学校給食費からなる)
②(1)就学援助費の判定基準の算定に用いる文科省の定める基準額は、今回の生活保護費の見直しでの改

定等は行われていないので影響はない。(2)実態からみて大きな問題は感じておらず、見直しは考えていないが、教育委員会で意見交換をしたい。(3)検討する。

③(1)二セコ町における学校教育費のうち学用品費、教材費などを就学援助費の支給基準額から積算すると、小学校で約3万7千円、中学校で約6万円となっている。(教材費の保護者負担は学校・学年に差はあるが、年間6千円から1万円くらい。小中学校新就学時の学用品費は含んでいない)

学校で最低限必要な教材を事前に精査し、保護者に負担を求めている。保護者負担のないものの活用をより多く進め、学校とも十分連携を深めていきたい。(2)学校で検討され副教材としたものだが、今回の意見もいただいた中で、学校とともに再度情報提供しながら検討したい。

旧宮田小学校の浄化槽の改修工事について

Q 三谷典久議員

今年の3月議会の新年度予算に旧宮田小学校の浄化槽改修工事費890万円が計上された。開発局へ事務所として貸し付け1カ月後浄化槽の処理に不都合が生じたとの説明だった。
①浄化槽の処理に不都合が生じた理由。
②中継ポンプ槽の設置経費はいくらか。平成26年の中継ポンプ槽の設置は適切であったか。

A 町長

旧宮田小学校は、平成26年度に国営農地再編整備事業に伴う北海道開発局の事務所として活用のため改修工事を実施した。

①浄化槽までの勾配がとれず、平成元年の浄化槽の確認申請書から21人槽に対応した中継ポンプを設置したが、平成11年に浄化槽が5人槽に変更されており、中継ポンプと浄化槽の容量が合わなかったため。

②約260万円。平成26年度の改修時点において、現地で浄化槽を

十分確認し5人槽浄化槽から21人槽浄化槽に改修設置すべきだった。開発局の皆様、地域の皆様にご迷惑をおかけし深くお詫びし、今後こうしたミスが起こらないよう現地確認の徹底を図りたい。

Q 三谷典久議員

①「中継ポンプ槽の設置は適切であったか」に対する答弁がない。中継ポンプ槽の設置により浄化槽は使えなくなり、くみ取りが発生したことは、不適切な工事であり町の責任が問われる。責任の所在と責任のとり方は。平成26年の改修工事の設計図に中継ポンプ槽が載っているが、設計業者の責任は。②発生したくみ取り料は誰が負担すべきか。

③この不適切な工事を行った原因は現地確認をしなかったことにある。町の責任、設計業者の責任は。④町有財産の管理が適切であったか。

⑤改修工事の所管は総務課だが、専門性の高い工事の場合、専門家に聞いているか。

⑥中継ポンプ槽260万円は無駄遣いであり、平成27年度予算はそれを考え浄化槽890万円を小さい額で抑えようと努力をしたか。

⑦このようなことが起きないように



算数セット

今後の対応をどう考えるか。

A 町長

①⑦中継ポンプの設置は不適切ではない、と浄化槽協会に確認している。5人槽と把握していなかったことの責任は私にある。また、個々の責任の問題は、賞罰等委員会等で審議いただき、中身の検証をしていきたい。

A 総務課長

①③現地確認を怠ったことで、浄化槽のサイズと中継ポンプのサイズに不具合が生じたことが不適切だった。工期が雪の降る時期にかかり、現地が十分確認できず反省している。

設計業者の責任は、建設課との協議の中では瑕疵には当たらないだろうと判断している。

A 建設課長

①③建設課として一緒に協力体制でやった中で、図面等当時の確認申請の段階での判断が不十分な対応であり、深くお詫びしたい。ただ、勾配がとれない状況で中継ポンプを設置したことは間違っていないと判断する。

設計業者の責任は、本当は知っていてやってしまったということ

であれば、瑕疵約款の中で罰則に値する。

②くみ取りは昨年の11月28日から1週間に1回行い、約30万円になる。町有施設なので、くみ取り料は町で負担している。

④財産の所管が変わる場合の引き継ぎ時、十分留意して記録をしておきたい。

⑤建設課もコンサルなどいろいろな情報収集をしながら設計を進めていた。

⑥当初予算890万円だが、現時点では中継ポンプをそのまま利用し、現在の5人槽の設置場所を21人槽に変える検討を進め、620万円程度で発注できるのではと考えている。

Q 三谷典久議員

中継ポンプ槽の設置が適切なら、中継ポンプはくみ取りをするために設置し、くみ取り料も予算の中に入っていたことになるが、それでいいのか。不適切な工事を行った問題、現地確認されていないといった問題の責任の所在を明確にし、議会に回答するよう要望する。早急な対処が必要と思うが、今回提起した問題をきちんと処理しないですぐに進むことは許されないと思う。議会に対し、いつまでに検討

し報告できるか。

A 副町長

設計業者の瑕疵、くみ取り料を誰が負担するか、責任の所在について賞罰委員会等々で遅くとも1カ月以内には対応をし、皆さんに報告する。その後発注したい。

A 町長

その対応をはっきりしないと工事してはいけないということだが、速やかに工事をしたいと私は思う。それとも承認したくないということであればそれとおり従わせていただくが、私としてはやらせていただきたいと思っている。

高橋守議長

議会としてこの案件に関してはもう一度討議をしたい。

※瑕疵（かし）建築で瑕疵に該当するのは、建物が設計と異なっている、契約内容に違反している等があげられる。



旧宮田小学校

条例や予算などの審議

第3回 臨時会

5月8日開催

審議した案件

町税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が公布されたことに伴い、町税条例も所要の改正を行う必要があるため提案。

主な改正点

◎住民税

住宅ローン減税の1年半延長
ふるさと納税申告手続きの簡素化を創設

◎固定資産税等

固定資産税等（土地）の負担調整措置を3年延長

◎地方たばこ税

紙巻きたばこ3級品の製造たばこ6種類の特例税率を段階的（4段階）に廃止

〔採決結果〕 可決 反対0 賛成9

第4回 定例会

6月19日から22日 開催

審議した案件

工事請負契約の締結について

〔提案理由〕

二セコ駅前にある中央倉庫群のうち旧でんぷん工場再活用改修工事の工事請負契約を行うため入札を行ったところ、契約金額が議会の議決を必要とする5千万円以上の工事であるため

〔採決結果〕 可決 反対0賛成9

ニセコ町アンヌプリ森林公園設置及び管理に関する条例の一部を改正

〔提案理由〕

ニセコ町アンヌプリ森林公園内のパークゴルフ場は、経年劣化による芝の回復、維持が困難なことから、有料施設としての運用をため、公園の一部として活用するように変更するため

〔質疑〕

篠原議員 パークゴルフ場はどんな維持管理をしてきたのか。

報告があった案件

ニセコ町土地開発公社、株式会社キラットニセコ（綺麗乃湯）、株式会社ニセコリゾート観光協会の経営状況報告

ニセコ町が2分の1以上の出資をしている法人は、毎事業年度経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することになっています。

ニセコ町情報公開条例運用状況及びニセコ町個人情報保護条例運用状況報告

詳しい内容は「広報ニセコ」7月号13ページに記載しています。

平成26年度から翌年度に繰り越して使用される経費（繰越明許費）の報告

（下段、平成26年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書のとおり）

請願書および意見書の審査

・請願第1号

「平和安全法制」の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書の採択を求める請願書

・意見案第5号

「平和安全法制」の徹底審議と国民

の合意なしに成立させないよう求める意見書

詳しい内容は本誌2ページに掲載しています。

陳情書の審査

・陳情第6号

町道東五条通道路改良舗装工事に関する陳情書

陳情者 富士見町内会

会長 成瀬光廣

産業建設常任委員会に付託され、審査の結果、審議を継続する委員長報告があり、継続審査となりました。

平成26年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書
一般会計

単位：円

款	事業名	翌年度繰越額
総務費	地域総合戦略・移住・定住推進事業	9,348,000
農林	地産地消・販売促進事業	222,000
水産業費	農林水産業6次産業化支援事業	4,000,000
商工費	消費喚起プレミアム付き商品券発行促進事業	14,539,000
	にぎわいづくり起業家等サポート事業	1,500,000
	観光振興事業	2,100,000
土木費	公営住宅改善事業	28,000,000
教育費	健康体力づくり事業	4,873,000
合 計		64,582,000

第4回 定例会 幼児センター増設用地を確保するため造成工事費等を計上

第4回定例会で、地域福祉基金積立金や幼児センター増設用地造成工事費など、一般会計ほか2会計で合計1億328万円の増額補正を可決しました。

このほか、緊急性がある分として専決処分した事業に対する補正分727万4千円も合わせて提案があり承認されています。

平成27年度 一般会計補正予算 ……原案可決

予算現額に、専決処分した分と合わせて6,455万4千円を増額し、予算総額44億5,455万4千円となりました。

歳入	国庫支出金（臨時福祉給付金事業補助金ほか）	1,121万8千円増額
	道支出金（強い農業づくり事業補助金ほか）	1,129万6千円増額
	寄付金（ふるさとづくり寄付金ほか）	9万円増額
	繰入金（ふるさとづくり基金繰入金）	25万円増額
	繰越金（前年度繰越金）	1,368万4千円増額
	諸収入（後志広域連合介護保険基金精算返還金ほか）	1,311万6千円増額
	町債（幼児センター施設整備事業債）	1,490万円増額
歳出	総務費（地域福祉基金積立金、総合計画改訂業務委託料ほか）	1,947万9千円増額
	民生費（臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金ほか）	839万2千円増額
	衛生費（飲料水施設整備事業補助金ほか）	57万円増額
	農林水産業費（経営体育成支援事業補助金ほか）	1,150万7千円増額
	商工費（ニセコ源泉改修工事費）	703万9千円増額
	教育費（幼児センター増設用地造成工事費ほか）	1,066万7千円増額
	災害復旧費（土木施設単独災害復旧工事）	690万円増額

平成27年度 簡易水道事業特別会計補正予算 ……原案可決

予算現額に3,800円を増額し、予算総額1億9,340万円となりました。

歳入	諸収入（ニセコ町簡易水道配水管移設補償費）	1,400万円増額
	町債（市街地区簡易水道配水管布設事業債）	2,400万円増額
歳出	管理費（簡易水道関係工事請負費）	3,800万円増額

平成27年度 公共下水道事業特別会計補正予算 ……原案可決

予算現額に800万円を増額し、予算総額1億7,960万円となりました。

歳入	町債（公共下水道整備事業債）	240万円増額
	諸収入（公共下水道管渠移設補償金）	560万円増額
歳出	建設改良費（下水道工事関係請負費）	800万円増額

平成26年度各会計の専決処分

平成26年度事業について、大きな執行残などを減額する最後の補正を行ったことが報告されました。

会計	一般会計	国民健康保険事業 特別会計	後期高齢者医療 特別会計	簡易水道事業 特別会計	公共下水道事業 特別会計
今 回 補正額	△1,710万1千円	450万円	△347万円	△157万3千円	△180万7千円
補正後 予算額	42億8,000万円	2億3,890万8千円	4,972万8千円	1億6,010万6千円	1億7,401万9千円

<主な説明>

・一般会計

総務費で、平成27年度以降に学童施設の整備や幼児センター増築などに備えるため、公共施設整備基金積立金を新たに5千万円積み立てる。

民生費で、国民健康保険加入者の営業所得・農業所得の増加による税収の増などで、一般会計からの任意繰出分を減額したため、国民健康保険事業特別会計繰出金を1,403万5千円減額。ほかに、後期高齢者医療特別会計繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金、土木費では、公共下水道事業特別会計繰出金を減額。消防費では、羊蹄山ろく消防組合負担金を減額するなどした。

・国民健康保険事業特別会計

国民健康保険加入者の営業所得・農業所得の増加による税収の増などで余剰金が生じたことから、新たに450万円を基金に積み立てる。

産業建設常任委員会 農業委員会合同視察研修報告



中富良野町の整備された農地

7月8日、9日の二日間、産業建設常任委員会と二セコ町農業委員会は、二セコ町で始まる国営農地再編整備事業の先進地視察として中富良野町の富良野盆地地区と鹿追町の中鹿追地区に合同視察に行きました。

富良野盆地地区の事業説明では換地の境界のトラブルにおける委員の重要性、工事に伴う問題とその解決に足しげく説明に通ったこと、期成会の役割など、貴重な経験をお聞きしました。

また、ここでの区画整理は今年度で84%の進捗率で、耕地面積は0.3〜1ヘクタールが1〜2ヘ

クタールに大型化しました。高台からは見渡す限り平坦な眺めで、基盤の目のように整備された農地はモザイクのように映りました。ここでは泥炭地による排水不良の改善も事業目的の一つで、この排水対策に集中管理孔方式という地下水制御システムを導入しています。

次に見学した中鹿追地区は畑作・酪農地帯で、いずこも同じ高齢化、後継者不足による農家戸数の減少と、経営規模の拡大で労働力不足を生じています。コントラクターによる営農効率化を推進するうえで、不整形圃場の大区画化、排水不良の解消、石礫の除去による再整備を目指しています。

また、平成19年10月から稼働している鹿追町の環境保全セン

地区名	受益面積	受益者数	総事業費	区画整理	農地造成
富良野盆地地区	2,217ha	287人	320億円	1,943ha	274ha
中鹿追地区	2,077ha	72人	130億円	2,071ha	6ha
二セコ地区	1,490ha	115人	175億円	1,490ha	—

ターも見学しました。市街の酪農家12戸（成牛約1900頭）からの糞尿と生ごみ、浄化槽汚泥を原料とし、嫌気性発酵処理によるバイオガスの生成と堆肥を生産します。バイオガスにより発電し、施設内の利用と売電、残った消化液（糞尿は処理され液体有機肥料として還元されます。発電の余剰熱は温室ハウスの熱源としマンゴー栽培またチョウザメの養殖を手掛けています。売電は昨年で年間8000万円、総工費は17億4500万円とのことでした。地域循環型農業の一つのモデルとして意義があると思いますが、その生産性と経済性の今後の検証に注目したいと思います。



中富良野町役場にて

編集後記

議会だより創刊号は1973年（昭和48年）5月15日に発行されました。今から42年前のことです。当時は遠藤京作町長、榎原伊織議長の時でした。その創刊号に「一般質問、町始まって以来の15名」と大きな見出しがあり、小見出しには「町の企業誘致はどうなっているのか」、「公害のない企業を」とあり、当時の町政の論点がうかがえます。また、当時の議員定数は18名、ほとんどの議員が一般質問をしたことになりました。

当初の頃の議会だよりの文字は小さくて、今の半分ぐらいです。ページ数も6〜8ページ。100号は平成12年3月発行で、記念の意を込めて表紙が総力版です。101号から現在の「議会だより」のスタイルになり、今日まで続いています。「議会だより」の変遷のひとこまを垣間見る思いがしました。これからも進化する「議会だより」をみなさまにお届けしたいと思います。

議会だより162号をお届けします。本号では第4回定例会（6月）、第3回臨時会（5月）を掲載しております。（U・S）

議会だより編集委員

委員長 三谷 典久
副委員長 斉藤 うめ子
委員 篠原 正男
委員 木下 裕三